

(証券コード 2459)

2025年8月7日

(電子提供措置の開始日 2025年7月31日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

アウンコンサルティング株式会社

代表取締役CEO 信 太 明

第27期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.auncon.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、上記のウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、当社名「アウンコンサルティング」又は証券コード「2459」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の案内に従って2025年8月25日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月26日（火曜日） 午後3時00分
（受付開始は午後2時30分より）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号
日本生命丸の内ガーデンタワー 3F
AP東京丸の内「H+I ルーム」
3. 目的事項
【報告事項】
 1. 第27期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）
計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面による議決権行使の場合には、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年8月25日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合には、後記（4頁から5頁まで）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2025年8月25日（月曜日）午後6時までにご行使ください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

5. その他株主総会招集に関する事項

- (1) 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 事業報告の「財産及び損益の状況の推移」「主要な事業内容」「企業集団の主要な拠点」「従業員の状況」「主要な借入先」「株式及び新株予約権等に関する事項」「責任限定契約の内容の概要」「社外役員の報酬等の総額」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」「剰余金の配当等の決定に関する方針」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査しております。

- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。

以 上

~~~~~

- (注) 1. 本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、こちらの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
3. 当日は、軽装「クールビズ」にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
4. 当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコン及び携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2025年8月25日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

(ア) 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

(イ) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

# 事業報告

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果

#### (1) 事業の状況

当連結会計年度（2024年6月1日～2025年5月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大により、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、物価上昇や人件費の高騰、政治情勢の不透明感、地政学的リスクの高まりなどにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは「業績回復」を最優先課題とし、グループ全体の効率化・合理化を図り、収益力を高めた新たな組織体制を構築してまいりました。

各国に分散していた経営資源を海外・多言語需要の拡大が期待される日本本社に集約し、グローバルマーケティング領域での事業強化を行い、継続的な事業拡大と企業価値の向上を目指してまいりました。重点的に経営資源を日本本社に集約し、営業活動を強化したことで、お問い合わせ件数の増加や新規顧客の獲得、既存顧客の維持拡大に結び付けられており、今後の成長軌道への足がかりとすることができました。

しかしながら、一部既存案件の解約、海外法人の解散及び清算による売上減少をカバーするまでには至らず、減収減益となりました。また、現在の経営環境を踏まえ、当社グループにおいて時価の下落や収益性が低下している資産については、特別損失を計上することとしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は270,833千円（前年同期比38.7%減）、営業損失は105,017千円（前年同期は営業損失92,673千円）、経常損失は92,508千円（前年同期は経常損失85,170千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は115,137千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失138,505千円）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

記載すべき重要な事項はありません。

#### (3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
記載すべき重要な事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
記載すべき重要な事項はありません。
- (6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
  - ① 株式の取得又は処分の状況  
記載すべき重要な事項はありません。
  - ② 新株予約権の取得又は処分の状況  
記載すべき重要な事項はありません。
- (7) 吸収合併又は吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況  
記載すべき重要な事項はありません。

## 2. 対処すべき課題

今後の我が国経済は、政治情勢の不透明感、地政学的リスクの高まりなどにより、依然として先行きが見通しにくい事業環境が継続するものと見込まれます。

そのような環境の中、当社グループは「業績回復」を最優先課題とし、グループ全体の効率化・合理化を図り、収益力を高めた新たな組織体制を構築してまいりました。しかしながら、黒字回復までには至らず、6期連続で営業損失を計上することとなりました。

この状況を踏まえ、当社グループが対処すべき課題としては、引き続き「業績回復」が最優先事項であると認識しております。

これまで、経営資源を日本本社に集約し、営業活動を強化してまいりました。その結果、お問い合わせ件数の増加、新規顧客の獲得、そして既存顧客の維持拡大へと繋がり、今後の成長軌道に乗るための足がかりを築くことができました。しかしながら、さらなる収益力向上のためには、営業活動の抜本的強化が不可欠であると認識しております。特にグローバルBtoB企業向けのアウトバウンドマーケティング支援（海外進出、海外市場向けプロモーションなど）の領域へ重点的に経営資源を配分し、営業活動を一層強化してまいります。

また、グローバル化の進展により、世界経済の変動の影響をより大きく受けるようになってきたことから、事業環境のリスク等も想定し、継続的に成長できる事業を創出することが重要であると考えております。これまでに蓄積してきたグローバルコンサルティング企業としてのノウハウをはじめとする経営資源を最大限に活用するだけでなく、イノベーションによる新たなビジネスモデルの創出にも積極的に取り組み、収益源の多様化を進めてまいります。

当社グループ一丸となり継続的な事業拡大と企業価値の向上を目指し、全社グループ一丸となり業績の回復に努めてまいります。

## 3. 重要な親会社及び子会社の状況（2025年5月31日現在）

### （1）親会社との関係

記載すべき重要な事項はありません。



## (2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金          | 当 社 の<br>出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                             |
|---------------------------------|----------------|---------------|-----------------------------------------------------------|
| AUN Thai Laboratories Co., Ltd. | 16,000千バーツ     | 99.98%        | SEM関連商品の販売、広告の運用に係るキーワード選定や入札管理、定型レポートの作成等プランナー業務、Web制作業務 |
| AUN Global Marketing Pte.Ltd.   | 820千シンガポールドル   | 100.00%       | SEM関連商品の販売                                                |
| AUN PHILIPPINES INC.            | 20,000千フィリピンペソ | 99.99%        | 現地におけるオフィス・コンドミニアム等の販売・賃貸・転貸・仲介業務                         |
| AUN Vietnam Co., Ltd.           | 900千米ドル        | 100.00%       | SEM関連商品の販売                                                |

(注)1. 2024年2月26日開催の取締役会において、当社の特定子会社であるAUN Vietnam Co., Ltd.の解散及び清算を行うことを決議し、清算手続き中であります。

2. 2024年5月17日開催の取締役会において、当社の特定子会社であるAUN Thai Laboratories Co., Ltd.の解散及び清算を行うことを決議し、清算手続き中であります。

## 4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 項目別 \ 期 別                  | 第24期<br>(2022年5月期) | 第25期<br>(2023年5月期) | 第26期<br>(2024年5月期) | 第27期<br>(2025年5月期)<br>(当連結会計年度) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                 | 500,264            | 454,515            | 441,495            | 270,833                         |
| 経 常 利 益 (千円)               | 3,052              | △78,400            | △85,170            | △92,508                         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円)   | 4,006              | △89,036            | △138,505           | △115,137                        |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 0.53               | △11.87             | △18.46             | △15.35                          |
| 純 資 産 (千円)                 | 642,097            | 571,928            | 453,878            | 334,633                         |
| 総 資 産 (千円)                 | 1,034,485          | 993,956            | 953,173            | 760,108                         |

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

3. △は損失を表しております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況

| 項目別 \ 期 別                  | 第24期<br>(2022年5月期) | 第25期<br>(2023年5月期) | 第26期<br>(2024年5月期) | 第27期<br>(2025年5月期)<br>(当事業年度) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                 | 387,754            | 325,592            | 340,761            | 236,597                       |
| 経 常 利 益 (千円)               | 22,318             | △48,713            | △28,520            | △125,941                      |
| 当 期 純 利 益 (千円)             | 32,731             | △112,561           | △68,520            | △130,380                      |
| 1 株 当 た り<br>当 期 純 利 益 (円) | 4.36               | △15.00             | △9.13              | △17.38                        |
| 純 資 産 (千円)                 | 646,696            | 534,707            | 469,541            | 336,114                       |
| 総 資 産 (千円)                 | 974,692            | 887,543            | 888,219            | 721,608                       |

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

3. △は損失を表しております。

6. 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

当社グループは、日本語のほかにも英語や中国語など多言語によるマーケティング戦略全般を提供するグローバル分野のマーケティング事業を展開しております。

当社グループの主なサービス内容は以下のとおりであります。

|       |                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------|
| SEO   | Google等に対するWeb最適化&上位表示コンサルティング                                 |
| 広告    | ヤフー「Yahoo!広告」、グーグル「Google広告」等、運用型広告に関する出稿取り扱い&コストパフォーマンスマネジメント |
| Web制作 | 多メディア・多言語（英語・中国語・日本語など）によるWeb制作                                |
| その他   | Web訪問者のアクセス解析&コンバージョン最大化コンサルティング(ROI) 等                        |

7. 企業集団の主要な拠点（2025年5月31日現在）

（当 社）

本 社：東京都千代田区

（子会社）

海 外：AUN Thai Laboratories Co.,Ltd.（タイ王国）

AUN Global Marketing Pte.Ltd.（シンガポール）

AUN PHILIPPINES INC.（フィリピン）

AUN Vietnam Co., Ltd.（ベトナム）

（注）1. 2024年2月26日開催の取締役会において、当社の特定子会社であるAUN Vietnam Co., Ltd.の解散及び清算を行うことを決議し、清算手続き中であります。

2. 2024年5月17日開催の取締役会において、当社の特定子会社であるAUN Thai Laboratories Co.,Ltd.の解散及び清算を行うことを決議し、清算手続き中であります。

## 8. 従業員の状況（2025年5月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 23名  | 26名減        |

- (注) 1. 上記は、正規従業員数の状況であり、契約社員、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。  
2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が26名減少しております。主な要因は、海外子会社の解散及び清算に伴う退職によるものです。

### (2) 当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 23名  | 9名減    | 37.3歳 | 7.4年   |

- (注) 1. 上記は、当社の正規従業員数の状況であり、出向社員及び契約社員、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。  
2. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

## 9. 主要な借入先（2025年5月31日現在）

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 朝日信用金庫       | 120百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 87百万円  |
| 株式会社三井住友銀行   | 21百万円  |

## II. 株式及び新株予約権等に関する事項（2025年5月31日現在）

### 1. 大株主（上位10位）

| 株主名                                                    | 持株数(株)    | 持株比率(%) |
|--------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 信太明                                                    | 1,887,500 | 25.16   |
| BANK JULIUS BAER AND CO.LTD. SINGAPORE CLIENTS         | 1,275,700 | 17.00   |
| 渡邊昌人                                                   | 375,000   | 5.00    |
| 福井康夫                                                   | 200,000   | 2.67    |
| 高橋重行                                                   | 114,500   | 1.53    |
| 小金丸竜一                                                  | 100,000   | 1.33    |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE | 98,900    | 1.32    |
| 藤原徹一                                                   | 78,400    | 1.04    |
| 上井茂                                                    | 55,000    | 0.73    |
| 今秀信                                                    | 50,000    | 0.67    |

- (注) 1. BANK JULIUS BAER AND CO.LTD. SINGAPORE CLIENTSの持株数1,275,700株は、ANDY & PARTNERS PTE. LTD. が実質的に所有しております。  
2. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

2. 株式に関するその他の重要な事項

|            |                     |
|------------|---------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 24,000,000株         |
| ② 発行済株式総数  | 7,502,800株          |
| ③ 株主数      | 5,969名（前期末比3,049名増） |

3. 新株予約権に関する事項

(1) 取締役が保有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関するその他の重要な事項  
該当事項はありません。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 会社役員の状況

| 氏 名     | 地 位              | 担 当           | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                   |
|---------|------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------|
| 信 太 明   | 代表取締役<br>CEO     | マーケティング<br>担当 | AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役<br>AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 |
| 高 橋 重 行 | 取 締 役            | コーポレート担当      | AUN PHILIPPINES INC. 取締役<br>AUN Vietnam Co., Ltd. 代表取締役           |
| 藤 原 徹 一 | 取 締 役            |               | 藤原投資顧問株式会社 代表取締役<br>AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役             |
| 加 藤 征 一 | 取 締 役<br>(監査等委員) |               | 加藤公認会計士事務所 代表                                                     |
| 松 村 卓 朗 | 取 締 役<br>(監査等委員) |               | 株式会社ビーブルフォーカス・コンサルティング<br>代表取締役                                   |
| 田 中 克 洋 | 取 締 役<br>(監査等委員) |               | 飯沼総合法律事務所 弁護士                                                     |

- (注) 1. 藤原徹一氏、加藤征一氏、松村卓朗氏、田中克洋氏は社外取締役であります。
2. 当社は、当社グループにおける〔業務の適正を確保するための体制〕に則り、内部監査室より情報共有及び報告を行っておりますとともに、監査等委員からの質問には速やかに回答する体制により、監査等委員会の監査が実質的に行われていることを確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は藤原徹一氏、田中克洋氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
4. 監査等委員加藤征一氏は公認会計士及び税理士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員田中克洋氏は弁護士資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役との間で、責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要については、「責任限定契約の内容の概要」をご参照ください。

## 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## 3. 取締役の報酬等

### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容に係る決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、業績等を反映させた基本報酬のみとし、業績に応じて翌期の基本報酬を決定する。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### ② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ③ 業績評価による変動の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績評価により翌期に反映させる報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映し、各事業年度の連結営業利益及び、各事業のセグメント利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出する。目標となる業績指標とその値は、予算計画と整合するよう予算計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

#### ④ 業績評価による変動額の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役は取締役会の答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、業績変動による変動幅は、目標基準を超えた場合、基本報酬の40%増を上限とし、目標基準に満たない場合、基本報酬の20%減を下限とする。業績が悪化した場合は、取締役会協議のうえ、基本報酬の減額を行うことがある。

#### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、適正かつ効率的に決定を行うことを理由に、代表取締役CEO信太明がその具体的内容について委任を受けるものとする。なお、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役CEO信太明によって適切に行使されるよう、取締役会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役CEO信太明は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

### (2) 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |             |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------|--------|----------------|
|                            |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 14,400<br>(2,400) | 14,400<br>(2,400) | -           | -      | 3名<br>(1名)     |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 6,600<br>(6,600)  | 6,600<br>(6,600)  | -           | -      | 3名<br>(3名)     |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 21,000<br>(9,000) | 21,000<br>(9,000) | -           | -      | 6名<br>(4名)     |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第17期定時株主総会において、年額1億6,800万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査等委員の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第17期定時株主総会において年額3,600万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は、3名（うち、社外取締役は3名）です。



#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

取締役藤原徹氏は藤原投資顧問株式会社の代表取締役であり、同社と当社とは、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザー契約の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。また、AUN Global Marketing Pte.Ltd.の取締役を兼職しております。なお、AUN Global Marketing Pte.Ltd.は当社の連結子会社であります。

取締役（監査等委員）加藤征一氏は加藤公認会計士事務所の代表であります。加藤公認会計士事務所と当社の間には取引関係はありません。

取締役（監査等委員）松村卓朗氏は株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの代表取締役であり、同社と当社とは当社役員及び社員に対する研修、教育における取引の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。

取締役（監査等委員）田中克洋氏は飯沼総合法律事務所に所属する弁護士であります。飯沼総合法律事務所と当社の間では法律顧問契約を締結しておりますが、顧問料の額は僅少であり独立性に影響を与えるものではございません。

##### (2) 主な活動状況

| 氏 名     | 出席状況、発言状況及び、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藤 原 徹 一 | 当事業年度に開催された取締役会13回中全てに出席しております。取締役会においては、海外動向や金融マーケティングに関する豊富な経験・知見に基づき、主に海外への事業戦略や投資に関して、グローバル経営の視点から海外子会社の社員教育まで幅広く助言・提言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、独立役員としての客観的・中立的な立場から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための監督機能を担っております。                                                    |
| 加 藤 征 一 | 当事業年度に開催された取締役会13回中全て、監査等委員会12回中全てに出席しております。取締役会においては、公認会計士及び税理士である専門的見地から、主に経理、財務、税務に関して助言・提言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会においては、主に経理部門及び会計監査の状況について、適宜、必要な発言を行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                                                 |
| 松 村 卓 朗 | 当事業年度に開催された取締役会13回中12回、監査等委員会12回中11回に出席しております。取締役会においては、経営コンサルタントである専門的見地から主に組織体制、人事・教育制度に関して助言・提言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会においては、主に人事部門及び業務監査の状況について、適宜、必要な発言を行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                                             |
| 田 中 克 洋 | 当事業年度に開催された取締役会13回中全て、監査等委員会12回中全てに出席しております。取締役会においては、弁護士である専門的見地から主に企業コンプライアンスに関して、助言・提言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、監査等委員会においては、主に企業法務部門の状況について、適宜、必要な発言を行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、独立役員としての客観的・中立的な立場から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための監督機能を担っております。 |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する規定を定款に置いております。当該規定に基づき、当社と社外取締役（監査等委員を含む）全員は責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。但し、責任限定が認められるのは、当該社外取締役（監査等委員を含む）が責任の原因となった職務の遂行にあたり善意でかつ重大な過失がないときに限定しております。

6. 社外役員の報酬等の総額

社外取締役（監査等委員を除く）1名、社外取締役（監査等委員）3名に対する報酬等の総額 9,000千円

（注）監督機能を担う社外取締役については、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に基づき、基本報酬のみを支払うこととしております。

#### IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 アスカ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

（1）当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 15,600千円

（2）当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の金額 15,600千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の海外子会社につきましては、P&A Grant Thornton、AGS AUDITING COMPANY LIMITED、Unity Assurance PACの監査を受けております。

3. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査時間・配員計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

4. 会計監査人が現に受けている業務停止処分  
金融庁が2025年1月17日付けで発表した懲戒処分等の内容の概要
  - (1) 処分対象 アスカ監査法人
  - (2) 処分の内容
    - ①契約の新規の締結に関する業務の停止6ヶ月  
(2025年1月20日から同年7月19日まで)
    - ②業務改善命令(業務管理体制の改善)
  - (3) 処分の理由 監査法人の運営が著しく不当と認められたため

## V. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

1. 当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。
  - (1) 当社並びにその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、同時にこれらを遵守する体制を構築しております。また、内部監査を通じて業務内容及び相互牽制の実態を把握するとともに、職務の執行が法令・定款及び社内規程に基づき行われているか監査をしております。  
法令、定款及び企業倫理等に違反する、あるいは疑義のある行為の社内報告体制として、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、社内規程に基づきその運用を行っております。
  - (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び「文書管理規程」等の社内規程、方針に従い、文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制をとっております。また、すべての取締役（監査等委員である取締役を含む）はこれらの文書を閲覧することができるものとなっております。
  - (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
経営全般に関わるリスク管理を行うために、取締役会から権限を委譲された「内部統制委員会」及び「内部監査室」を設置し、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、役職、業務内容に応じた必要な研修等を実施しリスク管理の浸透を図っております。

また、「内部統制委員会」を毎月1回開催し、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めております。

- (4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

原則毎週1回の経営会議、毎月1回の定時取締役会、又は臨時取締役会を必要に応じ随時開催し、取締役及び執行役員間の情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

職務執行に関する権限及び責任については、「取締役会規程」、「組織規程」等の社内規程で定め、随時見直しを行っております。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社経営理念・経営基本原則に基づいて制定した「コンプライアンス・マニュアル」を子会社においても周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指します。
- ② 子会社管理の主管組織及び「グループ会社管理規程」を設け、重要事項に関しては、当社に対して事前に報告することを義務づけており、そのうち一定の事項に関しては取締役会の決議事項とすることにより、子会社経営の管理を行っております。
- ③ 当社と子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査室は、定期的に子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員会に報告することにより、業務全般に関する適正性を確保します。

- (6) 監査等委員の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議のうえ、合理的な範囲で内部監査室社員がその任にあたっております。

- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

内部監査室社員は、監査等委員又は監査等委員会より指示された業務の実施に関して、取締役からの指示、命令を受けません。また内部監査室における人事異動に関しては、事前に監査等委員会に報告し、その了承を得ることとしております。

- (8) 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び報告した者が報告したことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合は、その事実を監査等委員に報告しなければならないことになっております。

監査等委員に報告したことを理由に、人事その他社内処遇上、何らの不利益な取り扱いをすることは行いません。

- (9) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、すみやかに当該請求に応じてこれを処理いたします。

- (10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか経営会議等の会議にも出席し、重要事項の報告を受けております。また、各種議事録、決裁書等により取締役等の意思決定及び業務執行の記録を自由に閲覧することができます。このほか、監査等委員は、内部監査室と連携及び協力するとともに、代表取締役との意見交換の場を定期的に設けております。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、金融商品取引法その他関連法令に従い、子会社を含めた当社グループの財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価し、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保しております。

- (12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「コンプライアンス・マニュアル」に定め、すべての取締役及び使用人に周知徹底しております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備しております。

2. 当社は、上記の基本方針に基づき、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認を行い、その適切な運用に努めております。当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正の確保に関する事項

取締役会は、監査等委員3名を含む取締役6名で構成されております。原則毎週1回の「経営会議」、毎月1回の「定時取締役会」、又は「臨時取締役会」を必要に応じ随時開催し、取締役間の情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するように監督いたしました。

当社の子会社の職務の執行状況及びその他経営上の重要事項については、子会社の担当取締役より、経営会議及び定時取締役会において報告を行い情報の共有を図っております。

(2) 損失の危険の管理に関する事項

当社は、「リスク管理規程」を適切に運用することで、リスク管理体制の構築及び維持・整備に努めています。取締役会から権限を委譲された「内部統制委員会」及び「内部監査室」を設置し、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行うとともに、役職、業務内容に応じた必要な研修等を実施しリスク管理の浸透を図っております。

当期においては、毎月1回「内部統制委員会」を開催し、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるよう努めております。

(3) コンプライアンスに関する事項

役職員に対し、コンプライアンス意識の向上及び不正行為等の防止を図るため、定期的に内部統制・インサイダー防止・情報セキュリティ等、コンプライアンスに係る各種研修を開催いたしました。また、「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。

(4) 内部監査に関する事項

内部監査室が作成した内部監査基本計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

また、監査等委員会へ定期的に監査状況の報告を行うとともに、会計監査人とは「財務報告に係る内部統制の監査」の過程で随時必要な情報交換を行う等の連携を図りました。

(5) 監査等委員会に関する事項

2015年8月25日開催の定時株主総会における決議に基づき当社は監査等委員会設置会社へ変更しており、取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を一層強化しております。



当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名で構成されております。当期においては、監査等委員会を毎月開催し、同委員会において代表取締役との面談を毎月1回実施したほか、内部監査室とも連携し、定期的に内部監査状況や内部統制の状況について報告を受けました。その他、会計監査人へのヒアリングを実施いたしました。

また、監査等委員は、取締役会のほか、経営会議にも出席し、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認し、経営監視機能の強化及び向上を図りました。

## VI. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しております。将来に向けた事業の拡大及び企業体質の強化のための内部留保とのバランスを考慮した利益配分を行うことを、基本方針としております。

当社では2009年8月27日開催の第11期定時株主総会において、会社法第459条第1項に基づく剰余金の配当等が取締役会決議により行えるよう定款変更を行っております。当事業年度につきましては、2025年7月4日の取締役会において無配とさせていただきます決議をしております。

なお、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応べく、新規事業や新商品の開発への投資及び企業価値を高めるための投資など、グループ全体の成長のために活用し、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額            | 科 目                          | 金 額            |
|-------------------|----------------|------------------------------|----------------|
| <b>資 産 の 部</b>    |                | <b>負 債 の 部</b>               |                |
| <b>流 動 資 産</b>    | <b>629,324</b> | <b>流 動 負 債</b>               | <b>207,231</b> |
| 現 金 及 び 預 金       | 442,955        | 買 掛 金                        | 76,210         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 102,056        | 1年内返済予定の長期借入金                | 19,999         |
| 販 売 用 不 動 産       | 44,179         | 未 払 金                        | 35,274         |
| そ の 他             | 40,293         | 未 払 費 用                      | 14,822         |
| 貸 倒 引 当 金         | △160           | 未 払 法 人 税 等                  | 290            |
|                   |                | 前 受 金                        | 15,871         |
| <b>固 定 資 産</b>    | <b>130,783</b> | 株 主 優 待 引 当 金                | 38,733         |
| 無 形 固 定 資 産       | 0              | そ の 他                        | 6,028          |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 0              | <b>固 定 負 債</b>               | <b>218,243</b> |
| 投資その他の資産          | 130,783        | 長 期 借 入 金                    | 208,686        |
| 投 資 有 価 証 券       | 91,718         | 長 期 前 受 金                    | 5,655          |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 220            | 繰 延 税 金 負 債                  | 3,901          |
| 長 期 前 払 費 用       | 39,072         |                              |                |
| 貸 倒 引 当 金         | △226           | <b>負 債 合 計</b>               | <b>425,474</b> |
| <b>資 産 合 計</b>    | <b>760,108</b> | <b>純 資 産 の 部</b>             |                |
|                   |                | <b>株 主 資 本</b>               | <b>260,901</b> |
|                   |                | 資 本 金                        | 100,000        |
|                   |                | 資 本 剰 余 金                    | 538,774        |
|                   |                | 利 益 剰 余 金                    | △377,873       |
|                   |                | <b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b> | <b>73,731</b>  |
|                   |                | その他有価証券評価差額金                 | 8,803          |
|                   |                | 為 替 換 算 調 整 勘 定              | 64,928         |
|                   |                | <b>非支配株主持分</b>               | <b>0</b>       |
|                   |                | <b>純 資 産 合 計</b>             | <b>334,633</b> |
|                   |                | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>     | <b>760,108</b> |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)



# 連結損益計算書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |         |
|-----------------|--------|---------|
| 売上高             |        | 270,833 |
| 売上原価            |        | 106,627 |
| 売上総利益           |        | 164,205 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 269,223 |
| 営業損失            |        | 105,017 |
| 営業外収益           |        |         |
| 受取利息            | 453    |         |
| 解約手数料等          | 21     |         |
| 貸倒引当金戻入額        | 20,245 |         |
| 投資有価証券売却益       | 442    |         |
| その他の            | 4,467  | 25,630  |
| 営業外費用           |        |         |
| 支払利息            | 3,780  |         |
| 為替差損            | 5,618  |         |
| 付加価値税等          | 1,952  |         |
| 貸倒引当金繰入額        | △110   |         |
| その他の            | 1,880  | 13,121  |
| 経常損失            |        | 92,508  |
| 特別損失            |        |         |
| 投資有価証券評価損       | 21,985 | 21,985  |
| 税金等調整前当期純損失     |        | 114,493 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 644    | 644     |
| 当期純損失           |        | 115,138 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |        | 1       |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 |        | 115,137 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |          |          |
|-------------------------|---------|---------|----------|----------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 株主資本合計   |
| 当期首残高                   | 100,000 | 538,774 | △262,735 | 376,038  |
| 当期変動額                   |         |         |          |          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失     |         |         | △115,137 | △115,137 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |         |          |          |
| 当期変動額合計                 | —       | —       | △115,137 | △115,137 |
| 当期末残高                   | 100,000 | 538,774 | △377,873 | 260,901  |

(単位：千円)

|                         | その他の包括利益累計額            |              |                       | 非 支 配<br>株主持分 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|------------------------|--------------|-----------------------|---------------|--------------|
|                         | そ の 他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |               |              |
| 当期首残高                   | 11,848                 | 65,989       | 77,837                | 2             | 453,878      |
| 当期変動額                   |                        |              |                       |               |              |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失     |                        |              |                       |               | △115,137     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △3,045                 | △1,061       | △4,106                | △1            | △4,107       |
| 当期変動額合計                 | △3,045                 | △1,061       | △4,106                | △1            | △119,244     |
| 当期末残高                   | 8,803                  | 64,928       | 73,731                | 0             | 334,633      |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数                      4 社

連結子会社の名称

AUN Thai Laboratories Co.,Ltd.

AUN Global Marketing Pte.Ltd.

AUN PHILIPPINES INC.

AUN Vietnam Co., Ltd.

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）

定額法

建物以外

a. 2007年3月31日以前に取得したもの                      旧定率法

b. 2007年4月1日以降に取得したもの                      定率法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 7～39年

工具、器具及び備品 5～10年

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

ロ、無形固定資産

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ、リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ、長期前払費用

取得してから契約期間に応じて均等償却を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ、貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ、株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ、連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AUN Vietnam Co., Ltd.の決算日は、3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内外におけるマーケティング支援サービスをおこなっており、主にSEO、広告等を提供しております。

このような業務又はサービスの提供を一体の履行義務と識別しております。

SEOや広告などの履行義務については、当社が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、価値の増加に伴い顧客が当該資産を支配することから、SEO及び広告に関する業務の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合にのみ、進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。ただし、一部のSEO、広告などの広告業務において合理的に進捗度を測定できない場合又はプロジェクト期間がごく短い場合、金額の重要性が乏しい場合は、一時点（業務及びサービスが完了した時点）で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めておりました「長期前払費用」（前連結会計年度42,046千円）については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) 販売用不動産の評価

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 販売用不動産 | 44,179千円 |
|--------|----------|

#### ② その他の情報

販売用不動産の金額は取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、正味売却価額により評価し連結貸借対照表価額としております。

正味売却価額の算定における主要な仮定は、将来の販売見込価格であり、個別物件ごとの販売予定価格および近隣相場の動向などを反映させております。また、必要に応じて外部の評価専門家による不動産鑑定を行い、評価額を基礎として正味売却額の算定を行っております。見積りの前提条件に変化があった場合、翌連結会計年度以降に売上総利益の減少、販売費及び一般管理費の増加による営業利益の減少等の不利な影響を及ぼす場合があります。

### (2) 非上場株式の評価

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|               |          |
|---------------|----------|
| 投資有価証券(非上場株式) | 52,722千円 |
|---------------|----------|

#### ② その他の情報

投資有価証券（非上場株式）については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときは、回復可能性の判断を行った上で、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行います。回復可能性を合理的に判断するための将来利益計画については、一定の仮定をおり、その仮定には不確実性が伴います。これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において投資有価証券評価損（特別損失）が発生する可能性があります。

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 7,502,800株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

#### 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っています。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、当社管理部門が与信調査を実施し、経理部門では、取引先ごとの期日管理を行い、回収遅延については営業部門と連絡をとり速やかに適切な処理を行っております。

資金調達に係る流動性リスクについては、資金繰り表等により流動性を確保すべく対応しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|        | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額      |
|--------|----------------|---------|---------|
| 長期借入金※ | 228,686        | 212,275 | △16,411 |

※1年内返済予定の長期借入金も含めております。

(注)1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分     | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式  | 52,722     |
| 優先出資証券 | 38,995     |
| 合計     | 91,718     |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(4) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2025年5月31日）

該当事項はありません。

(5) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当連結会計年度（2025年5月31日）

（単位：千円）

| 区分                      | 時価   |         |      |         |
|-------------------------|------|---------|------|---------|
|                         | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 該当事項はありません。             | —    | —       | —    | —       |
| 資産計                     | —    | —       | —    | —       |
| 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | —    | 212,275 | —    | 212,275 |
| 負債計                     | —    | 212,275 | —    | 212,275 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

44円60銭

1株当たり当期純損失

15円35銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）

（単位：千円）

|                 | 報告セグメント   |
|-----------------|-----------|
|                 | マーケティング事業 |
| 一時点で移転される財      | 1,031     |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 268,968   |
| 顧客との契約から生じる収益   | 269,999   |
| その他の収益          | 834       |
| 外部顧客への売上高       | 270,833   |

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約負債に関する情報は以下のとおりであります。連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「売掛金」であり、これらの債権の回収期間は主に1ヶ月以内であります。なお、契約資産はありません。また、契約負債は、流動負債の「前受金」に含まれております。

（単位：千円）

|               | 期末残高<br>(2025年5月31日) |
|---------------|----------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 102,056              |
| 契約負債          | 15,871               |

### (4) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

8,084千円



(5) 履行義務の充足の時期が通常の支払時期の関係並びに契約資産及び契約負債の残高に与える影響

契約資産はありません。契約負債は主に、顧客から受け取った前受金であります。契約に基づく受託した業務（サービス）の履行に先立って顧客から受領した対価に関連するものであり、契約に基づき履行した時点で収益に振替えられます。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

(6) 残存履行業務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える取引はありません。なお、個別の契約期間が1年以内と見込まれる取引は実務上の便法を使用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額            | 科 目                      | 金 額             |
|-------------------|----------------|--------------------------|-----------------|
| <b>資 産 の 部</b>    |                | <b>負 債 の 部</b>           |                 |
| <b>流 動 資 産</b>    | <b>431,660</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>172,905</b>  |
| 現 金 及 び 預 金       | 311,693        | 買 掛 金                    | 76,482          |
| 売 掛 金             | 101,222        | 1年内返済予定の長期借入金            | 19,999          |
| 前 払 費 用           | 14,473         | 未 払 金                    | 5,672           |
| 未 収 入 金           | 3,793          | 未 払 費 用                  | 14,152          |
| 立 替 金             | 0              | 未 払 法 人 税 等              | 290             |
| そ の 他             | 635            | 前 受 金                    | 11,880          |
| 貸 倒 引 当 金         | △157           | 預 り 金                    | 5,690           |
|                   |                | 株 主 優 待 引 当 金            | 38,733          |
|                   |                | そ の 他                    | 4               |
| <b>固 定 資 産</b>    | <b>289,948</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>212,588</b>  |
| 無 形 固 定 資 産       | 0              | 長 期 借 入 金                | 208,686         |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 0              | 繰 延 税 金 負 債              | 3,901           |
| <b>投資その他の資産</b>   | <b>289,948</b> | <b>負 債 合 計</b>           | <b>385,493</b>  |
| 投 資 有 価 証 券       | 52,742         | <b>純 資 産 の 部</b>         |                 |
| 関 係 会 社 株 式       | 158,312        | <b>株 主 資 本</b>           | <b>327,311</b>  |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 129,944        | <b>資 本 金</b>             | <b>100,000</b>  |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 1              | <b>資 本 剰 余 金</b>         | <b>538,774</b>  |
| 長 期 前 払 費 用       | 1,149          | 資 本 準 備 金                | 471,876         |
| 貸 倒 引 当 金         | △52,202        | そ の 他 資 本 剰 余 金          | 66,898          |
| <b>資 産 合 計</b>    | <b>721,608</b> | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>△311,462</b> |
|                   |                | そ の 他 利 益 剰 余 金          | △311,462        |
|                   |                | 繰 越 利 益 剰 余 金            | △311,462        |
|                   |                | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>   | <b>8,803</b>    |
|                   |                | その他有価証券評価差額金             | 8,803           |
|                   |                | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>336,114</b>  |
|                   |                | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>721,608</b>  |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |         |
|-----------------------|--------|---------|
| 売 上 高                 |        | 236,597 |
| 売 上 原 価               |        | 71,534  |
| 売 上 総 利 益             |        | 165,062 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 253,860 |
| 営 業 損 失               |        | 88,798  |
| 営 業 外 収 益             |        |         |
| 受 取 利 息               | 1,761  |         |
| 解 約 手 数 料 等           | 21     |         |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 19,392 |         |
| そ の 他                 | 2,270  | 23,446  |
| 営 業 外 費 用             |        |         |
| 支 払 利 息               | 3,780  |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 51,975 |         |
| 為 替 差 損               | 4,668  |         |
| そ の 他                 | 165    | 60,589  |
| 経 常 損 失               |        | 125,941 |
| 特 別 損 失               |        |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 4,149  | 4,149   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |        | 130,090 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 290    | 290     |
| 当 期 純 損 失             |        | 130,380 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |            |              |                   |                   |                   |             |
|-------------------------|---------|------------|--------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金      |              |                   | 利益剰余金             |                   | 株主資本<br>合 計 |
|                         |         | 資 本<br>準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | その他<br>利 益<br>剰余金 | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |             |
|                         |         |            |              |                   | 繰越利益<br>剰 余 金     |                   |             |
| 当期首残高                   | 100,000 | 471,876    | 66,898       | 538,774           | △181,081          | △181,081          | 457,692     |
| 当期変動額                   |         |            |              |                   |                   |                   |             |
| 当期純損失                   |         |            |              |                   | △130,380          | △130,380          | △130,380    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |            |              |                   |                   |                   |             |
| 当期変動額合計                 | —       | —          | —            | —                 | △130,380          | △130,380          | △130,380    |
| 当期末残高                   | 100,000 | 471,876    | 66,898       | 538,774           | △311,462          | △311,462          | 327,311     |

(単位：千円)

|                         | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計    |
|-------------------------|----------------------|----------------|----------|
|                         | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |          |
| 当期首残高                   | 11,848               | 11,848         | 469,541  |
| 当期変動額                   |                      |                |          |
| 当期純損失                   |                      |                | △130,380 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △3,045               | △3,045         | △3,045   |
| 当期変動額合計                 | △3,045               | △3,045         | △133,426 |
| 当期末残高                   | 8,803                | 8,803          | 336,114  |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### 子会社株式及び関連会社株式

##### 移動平均法による原価法

##### その他有価証券

##### 市場価格のないもの

##### 移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

イ. 2007年3月31日以前に取得したもの 旧定率法

ロ. 2007年4月1日以降に取得したもの 定率法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

工具、器具及び備品 10年

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

##### ②無形固定資産

##### ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

株主優待引当金・・・株主優待制度に伴う支出に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、国内外におけるマーケティング支援サービスの提供をおこなっており、主にSEO、広告等を提供しております。

この業務又はサービスの提供を一体の履行義務と識別しております。SEOや広告などの履行義務については、当社が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、価値の増加に伴い顧客が当該資産を支配することから、SEO及び広告に関する業務の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断し、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合にのみ、進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。ただし、一部のSEO、広告などの広告業務において合理的に進捗度を測定できない場合又はプロジェクト期間がごく短い場合、金額の重要性が乏しい場合は、一時点（業務及びサービスが完了した時点）で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) 非上場株式の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|               |          |
|---------------|----------|
| 投資有価証券(非上場株式) | 52,722千円 |
|---------------|----------|

#### ② その他の情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(2)非上場株式の評価」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

### (2) 関係会社株式の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |           |
|--------|-----------|
| 関係会社株式 | 158,312千円 |
|--------|-----------|

#### ② その他の情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときは、関係会社の事業計画を入手したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性の判断を行っております。関係会社の事業計画においては、関係会社が属する市場環境等に一定の仮定をおり、その仮定には不確実性が伴います。これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において関係会社株式評価損（特別損失）が発生する可能性があります。

当事業年度において実質価額が著しく低下したと認められる関係会社株式について関係会社株式評価損4,149千円を計上しています。

### 3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 3,793千円

関係会社に対する短期金銭債務 9,332千円

関係会社に対する長期金銭債権 129,944千円

関係会社に対する長期金銭債務 一千円

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引

営業取引 100,612千円

営業取引以外の取引 1,560千円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

該当事項はありません。

### 6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金 18,453千円

株主優待引当金 13,723千円

子会社株式評価損 34,832千円

投資有価証券評価損 5,929千円

減損損失 1,636千円

税務上の繰越欠損金 109,147千円

その他 127千円

繰延税金資産小計 183,850千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △109,147千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △74,703千円

評価性引当額小計 △183,850千円

繰延税金資産合計 一千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 △3,901千円

繰延税金負債合計 △3,901千円

繰延税金負債の純額 △3,901千円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年6月1日以後に開始する事業年度より、防衛特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.4%から2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

| 種類  | 名称                                  | 議決権の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引<br>内容                 | 取引金額   | 科目        | 期末残高    |
|-----|-------------------------------------|-------------------|---------------|--------------------------|--------|-----------|---------|
| 子会社 | AUN<br>PHILIPPINES<br>INC.          | 所有<br>直接 99.9%    | 役員の兼任         | 資金の<br>回収<br>(注)<br>1, 2 | 36,118 | 長期<br>貸付金 | 129,944 |
| 子会社 | AUN Global<br>Marketing<br>Pte.Ltd. | 所有<br>直接 100.0%   | 役員の兼任         | 広告サー<br>ビスの仕<br>入等       | 98,085 | 買掛金       | 9,327   |

(注) 1. 金利については市場金利を勘案して決定しております。

2. AUN PHILIPPINES INC. に対する貸付金のうち、貸倒懸念債権に対し、52,085千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度においてAUN PHILIPPINES INC.の取引先より債権の返済を受けたことに伴い、貸付金の一部が返済されたことから、相当額を戻し入れることとしたため、19,392千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。さらに当事業年度において52,085千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり純資産額  | 44円80銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 17円38銭 |

9. 重要な後発事象に関する事項

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。



(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年7月18日

アウンコンサルティング株式会社  
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京都港区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 伊 藤 昌 久

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 石 渡 裕一朗

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アウンコンサルティング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年 7月18日

アウンコンサルティング株式会社  
取締役会 御中

アスカ監査法人

東京都港区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 伊藤 昌久

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 石渡 裕一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月22日

アウンコンサルティング株式会社 監査等委員会

監査等委員 加藤 征一 ㊟

監査等委員 松村 卓朗 ㊟

監査等委員 田中 克洋 ㊟

監査等委員加藤征一、松村卓朗及び田中克洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 【第1号議案】 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（3名）が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                          | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式<br>の 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                   | し だ あ き ら<br>信 太 明<br>(1968年11月11日) | 1992年4月 株式会社リクルート入社<br>1993年4月 株式会社日本ネットワーク研究所入社<br>1996年3月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション（現株式会社エービーシー・マート）入社<br>1998年6月 当社設立 代表取締役（代表執行役員）<br>2015年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd.<br>代表取締役（現任）<br>2015年6月 AUN PHILIPPINES INC.<br>代表取締役（現任）<br>2019年6月 当社代表取締役CEO（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役<br>AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役 | 1,887,500株          |
| [取締役候補者とした理由]<br>信太明氏は、当社創業者及び当社代表取締役として、当社グループの事業に対する深い理解と高い経営能力のもと当社グループの経営を牽引しており、国内外の幅広いステークホルダーに対する高い渉外力及び発信力により当社グループの事業に貢献してきたほか、組織運営の豊富な経験等を活かし、経営を監督しております。当社グループの持続的発展のためには、同氏の事業への貢献が引き続き必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                     |



| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式<br>の 数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2          | たかはし しげゆき<br>高 橋 重 行<br>(1980年6月24日)                                                                                                                     | 2005年11月 株式会社リクルートHRマーケティング<br>(現 株式会社リクルート) 入社<br>2009年4月 当社入社<br>2016年6月 AUN PHILIPPINES INC. 取締役(現任)<br>2019年6月 当社執行役員<br>2023年12月 AUN Vietnam Co.,Ltd.<br>代表取締役 (現任)<br>2024年8月 当社取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>AUN PHILIPPINES INC. 取締役<br>AUN Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役 | 114,500株            |
|            | [取締役候補者とした理由]<br>高橋重行氏は、管理部門における豊富な実績と見識を有し、当社のグローバル化や中長期的成長への戦略の実行に重要な役割を果たしてきました。今後も当社の事業拡大と業績向上の中心的役割を担い、企業価値向上への貢献が期待できるものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                     |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社株式<br>の 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | ふじわら てついち<br>藤 原 徹 一<br>(1973年1月9日) | 1995年4月 野村證券株式会社入社<br>2000年6月 Nomura Singapore Ltd配属<br>2004年6月 Merrill Lynch International<br>Bank Ltd 入社<br>2007年7月 藤原投資顧問株式会社設立<br>代表取締役（現任）<br>2009年8月 当社社外取締役（現任）<br>2010年11月 AUN Global Marketing Pte.Ltd.<br>取締役（現任）<br>[重要な兼職の状況]<br>藤原投資顧問株式会社 代表取締役<br>AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 | 78,400株             |
| [社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]<br>藤原徹一氏は、投資顧問会社の代表取締役として活躍されており、その実績・識見は高く評価されます。その幅広い知見を活かし、当社の経営において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に充分な役割を果たしていただいております。社外取締役として再任された際は、独立役員としての客観的・中立的な立場から、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただけること、並びに海外動向や金融マーケティングに関する専門的な知見を有することから経営に対する適切な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化されることを期待しております。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって16年となります。 |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                     |

(注)1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 藤原徹一氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。

3. 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性及び責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性について

① 藤原徹一氏が代表取締役を務める藤原投資顧問株式会社と当社との間には、2007年10月1日から2009年5月31日の間に、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザリー契約がありました。

② 藤原徹一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。なお、同氏は当社の連結子会社であるAUN Global Marketing Pte.Ltd.の役員（取締役）を兼職しております。

③ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

④ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

⑤ 藤原徹一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

⑥ その他、藤原徹一氏は当社の独立性判断基準を満たしております。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役候補者藤原徹一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が再任された場合は、本契約は継続となります。その契約の概要は次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案により選任された取締役の任期中に、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

5. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「Ⅲ. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。

## 【第2号議案】 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式<br>の 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1          | かとう せい い ち<br>加 藤 征 一<br>(1970年11月13日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>1992年10月 青山監査法人入所<br/>公認会計士第2次試験合格・会計士補登録</p> <p>1996年2月 藤間公認会計士税理士事務所 入所</p> <p>1996年3月 公認会計士第3次試験合格・公認会計士登録</p> <p>1999年9月 加藤公認会計士事務所設立<br/>同事務所代表（現任）</p> <p>2001年2月 税理士登録</p> <p>2005年9月 当社監査役</p> <p>2015年8月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕<br/>加藤公認会計士事務所代表</p> | -株                  |
|            | <p>〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>加藤征一氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かし、当社の経営において的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に十分な役割を果たしていただいていることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。監査等委員である社外取締役として再任された際は、会計専門家としての立場から企業会計に関する幅広い知識と知見に基づき、ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取り組み等に関する監督、助言などの役割を期待しております。なお、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって10年となります。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                |                     |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社株式<br>の 数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | まつむら たくお<br>松 村 卓 朗<br>(1969年9月15日)       | 1992年4月 ジェミニ・コンサルティング(ジャパン)入社<br>2003年1月 プーズ・アレン・アンド・ハミルトン入社<br>2003年11月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティ<br>ング入社<br>2005年1月 同社取締役<br>2006年8月 当社監査役<br>2012年4月 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティ<br>ング 代表取締役(現任)<br>2015年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング<br>代表取締役 | -株                  |
| [監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]<br>松村卓朗氏は、株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの代表取締役であ<br>り、経営コンサルタントとしての豊富な知識、幅広い知見を活かし、当社の経営におい<br>て的確な助言・提言を行うなど、経営の監督に充分な役割を果たしていただいているこ<br>とから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。監査等委員で<br>ある社外取締役として再任された際は、企業経営に関する幅広い知識と知見に基づき、<br>ガバナンス体制の適正性・妥当性や業務執行体制及び経営課題への取り組み等、特に組<br>織体制、教育、人事に関する監督、助言などの役割を期待しております。なお、同氏が<br>当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって10<br>年となります。 |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                     |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | た な か か つ ひ ろ<br>田 中 克 洋<br>(1975年11月16日) | 1999年4月 株式会社千葉銀行入社<br>2008年9月 司法試験合格<br>2009年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>2010年1月 飯沼総合法律事務所入所(現任)<br>2019年8月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>飯沼総合法律事務所 弁護士                                                                                                               | -株                  |
| [監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]<br>田中克洋氏は、弁護士として企業法務に精通し、当社の経営についても有効な助言・<br>提案をいただいていることから、引き続き、社外取締役として選任をお願いするもので<br>あります。監査等委員である社外取締役として再任された際は、独立役員としての客観<br>的・中立的な立場から、弁護士として培われた専門的な知識・経験に基づき、企業経営<br>の健全性等、特にガバナンス強化・コンプライアンスに関する監督等の職務を遂行いた<br>だくことを期待しております。なお、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任<br>してからの年数は本総会終結の時をもって6年となります。                                                                   |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                     |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各監査等委員である取締役候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 田中克洋氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
4. 各監査等委員である取締役候補者の社外取締役としての独立性及び責任限定契約について
- (1) 監査等委員である取締役候補者の社外取締役としての独立性について
- ① 各監査等委員である取締役候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
- ② 各監査等委員である取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ③ 各監査等委員である取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④ 各監査等委員である取締役候補者は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- ⑤ その他、加藤征一氏、松村卓朗氏、田中克洋氏は当社の独立性判断基準を満たしております。
- (2) 社外取締役としての職務を遂行することができると判断する理由について
- 各社外取締役候補者は、上記「監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、監査等委員である社外取締役候補者加藤征一氏、松村卓朗氏、田中克洋氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。本総会において各氏が再任された場合は、本契約は継続となります。
- 責任限定契約の概要は次のとおりであります。
- ・ 非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 役員等賠償責任保険契約について
- 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当社は、本議案により選任された取締役の任期中に、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

### 【第3号議案】 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名       |
|-----------|
| ふじわら てついち |
| 藤 原 徹 一   |

(注)1. 法令又は定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えるものです。

2. 藤原徹一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 藤原徹一氏は第1号議案において取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とされております。なお、藤原徹一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任する予定です。

4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、補欠の監査等委員である社外取締役候補者藤原徹一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、本契約は継続となります。その契約の概要は次のとおりであります。

- ・ 非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・ 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。藤原徹一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。

6. 上記の補欠の監査等委員である取締役候補者の生年月日及び略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」に記載のとおりです。

#### 【第4号議案】 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるアスカ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たにけやき監査法人を会計監査人に選任することをお願いするものであります。

なお、監査等委員会がけやき監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性、監査活動の適切性、効率性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2025年5月31日現在)

|        |                                                                    |
|--------|--------------------------------------------------------------------|
| 名 称    | けやき監査法人                                                            |
| 主たる事務所 | 東京都中央区銀座一丁目14番5号                                                   |
| 沿革     | 2009年5月 日之出監査法人設立<br>2015年7月 ひので監査法人に名称変更<br>2022年11月 けやき監査法人に名称変更 |



（ご参考）株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。なお、各人の有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

| 氏名                | しだ あきら<br>信太 明 | たかはし しげゆき<br>高橋 重行 | ふじわら てついち<br>藤原 徹一 | かとう せいいち<br>加藤 征一 | まつむら たくお<br>松村 卓朗 | たなか かつひろ<br>田中 克洋 |
|-------------------|----------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                   | 代表取締役CEO       | 取締役                | 社外取締役              | 社外取締役<br>(監査等委員)  | 社外取締役<br>(監査等委員)  | 社外取締役<br>(監査等委員)  |
| 企業経営              | ●              |                    | ●                  |                   |                   |                   |
| マーケティング事業運営       | ●              |                    |                    |                   |                   |                   |
| グローバル事業運営         | ●              |                    |                    |                   |                   |                   |
| 新規事業創出・推進         | ●              |                    | ●                  |                   |                   |                   |
| ESG<br>サステナビリティ   | ●              | ●                  | ●                  |                   | ●                 | ●                 |
| 財務・会計・税務          |                | ●                  | ●                  | ●                 |                   |                   |
| 法務<br>リスクマネジメント   |                | ●                  |                    | ●                 |                   | ●                 |
| 企業文化・組織開発<br>人材育成 | ●              | ●                  |                    |                   | ●                 |                   |

(ご参考) 社外取締役の独立性判断基準

当社は、以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外取締役は当社に対する独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社又は当社の連結子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。以下、同じ。）
2. 当社グループを主要な取引先（その者の直近事業年度における年間総収入の2%以上の支払いを当社グループから受けた者）とする者又はその業務執行者である者
3. 当社グループの主要な取引先（当社グループに対して、当社グループの直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている者）又はその業務執行者である者
4. 当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額（過去3年間の平均で年間1,000万円以上）の金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等
6. 当社グループの主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
7. 当社グループから多額（過去3年間の平均で年間1,000万円以上）の寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者である者
8. 過去3年間に於いて、上記1から7のいずれかに該当していた者
9. 上記1から8に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族もしくは生計を一にする者
10. 過去3年間に於いて、当社グループの取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
11. 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目1番3号  
日本生命丸の内ガーデンタワー 3F  
AP東京丸の内 「H+I ルーム」  
電話 (03) 5224 - 5109



- 東京メトロ千代田線/半蔵門線「大手町駅」D6出口直結
- 都営地下鉄三田線「大手町駅」D6出口直結
- JR「東京駅」丸の内北口より徒歩6分
- 東京メトロ丸ノ内線「東京駅」丸の内北口より徒歩6分